

大阪北部地震等の発生に伴うみなし仮設住宅 一時入居者募集案内

「大阪府北部を震源とする地震」「平成30年7月豪雨」「平成30年台風21号」による被災者の住宅を確保するため、公的賃貸住宅等の一時入居募集を行います。

一時入居申込の受付は、**平成31年2月15日（金）**までです。

ご注意ください。

(平成31年2月4日更新)

1. 入居を募集する住宅について

(1) 施設の概要

府営住宅 4戸

番号	団地名	所在地	完成年度	間取り	階数	募集戸数	EVの有無	風呂の有無
1	府営牧野北住宅	牧野北町	S43	3K	5F	3戸	×	○
4	府営枚方田ノ口住宅	交北3丁目	S49	3DK	5F	1戸	×	○

[注意]

現地で事前に部屋を確認することはできません。間取り等気になることがある方は景観住宅整備課までお問い合わせください。

(2) 家賃等について

ア) 家賃、共益費は枚方市が全額負担する。

イ) ア以外の費用については、入居者が全額負担する。

(例：駐車場代金、自治会費、エアコン設置費、退去時の補修費 など)

(3) 入居期間について

原則として、枚方市が指定する入居日から6ヶ月間。

(ただし、市長が特に必要があると認めた場合のみ最長1年間)

2. 申込資格

大阪北部地震・平成30年7月豪雨・平成30年台風21号により住宅が損壊するなどし、避難先から自宅に帰ることが困難である次のいずれかの世帯であること。

ア) 枚方市が発行する半壊以上の判定の「り災証明書」を受けた住宅に居住する世帯

イ) 枚方市が発行する一部損壊の判定の「り災証明書」を受け、かつ当該建物のある宅地が危険な状態にあり居住が困難である世帯

申込の無効・失格

次のような場合は申し込みを無効または、失格とします。

1. 申込書に虚偽・不正の記載があったとき。
2. 必要事項が記載されていないとき、不十分なとき。
3. 入居申込資格のないことが判明したとき。
4. 現在の世帯を不自然に分割して申し込みをしたとき。
5. その他、この案内書に記載してある募集要領に違反したとき。

3. 入居申込から住宅入居まで

(1) 入居申込

ア) 募集期間

平成30年11月16日(金) ～ 平成31年2月15日(金)

[注意]

- ※₁ 抽選は行いません。先着順で入居者を決定します。
- ※₂ UR住宅の募集は第1回募集(平成30年8月2日～平成30年8月7日)をもって終了しました。
公社住宅の募集は第1回募集及び第2回募集(平成30年8月2日～平成30年8月31日)をもって終了しました。

イ) 提出場所

景観住宅整備課(分館2階)(枚方市大垣内町2丁目9番15号)

郵送の場合、〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市 都市整備部 景観住宅整備課 宛

[注意]

- ※ 窓口での受付時間は平日の午前9時から午後5時30分です。
- ※ 郵送での申込の場合、平成31年2月15日必着です。

ウ) 申込に必要なもの

- ・ 一時入居申込書(窓口・ホームページにあります)
- ・ リ災証明書の写し
- ・ (一部損壊のり災証明書で申込をする場合) 被災状況写真 ※₁
- ・ 本人確認書類 ※₂ 例) 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など
- ・ (入居者以外が手続きを行う場合) 委任状

[注意]

- ※₁ 被災状況写真は『「表札」、「建物の全景がわかるもの」、「建物のある宅地の被害の部位がわかるもの」』を添付してください。
- ※₂ 窓口を持参する場合には、その場で原本照合を行いますので、原本を持参してください。郵送の場合には、入居契約時に原本照合を行います。

(2) 審査

申込書の受付後、申込資格を満たしているかの審査を行います。後日、申込者あてに審査の結果をご連絡します。

[注意]

- ※₁ 申込書を受け付けた順に審査を行います。定員に達ししだい募集は終了いたします。
- ※₂ 郵送された申込書については、申込書が市役所に届いた時点を受付日として取り扱います。

(3) 入居

審査を通過した申込者は枚方市と一時使用契約を結び、みなし仮設住宅に入居します。入居契約に関する手続き方法等については、個別にご案内します。

【問い合わせ窓口】

枚方市 都市整備部 景観住宅整備課 (庁舎分館2階)

☎ 072-841-1478

【注意事項】

- 敷金・保証人については、必要ありません。ただし、緊急連絡先(入居者以外)が必要です。
- 暴力団員について
入居者等の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者である場合には申し込み及び入居を認めません。
暴力団また暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員のことをいいます。暴力団密接関係者とは、枚方市暴力団排除条例施行規則(平成25年枚方市規則第11号)第3条に規定する暴力団密接関係者のことをいいます。
入居者には、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを誓約していただきます。
- 住宅の保管義務について
住宅の保管義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合は、住宅を明渡していただく場合があります。
 - 住宅を他の人に貸したり、譲渡しないこと。
 - 住宅本来の目的からはずれ、商店や作業場など、住居以外の用途に使わないこと。
 - 必要な届出、あるいは承認を受けずに、他の人を同居させたり、模様替え、増築などしないこと。
- 迷惑行為の禁止について
迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や被害を与えた場合は、住宅を明渡していただくことがあります。
- ペットの飼育について
犬や猫などの動物を住宅内で飼うことは、近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となりますので、住宅内では犬や猫などの動物を飼うことを禁止しています。
(ただし、府営住宅牧野北住宅については、牧野北住宅ペット飼育ルールを満たす場合に限り動物の飼育をすることができます。)
- その他
募集する住宅は事前にクリーニング等を行っておりますが、一部汚れがある場合もありますので、それらをご了解の上申込ください。